

令和6年度定山溪地区アクティビティコンテンツ推進事業補助金交付要綱

令和5年5月29日 観光・MICE担当局長決裁

(最終改正 令和6年5月16日)

(目的)

第1条 この要綱は、定山溪地区におけるアクティビティコンテンツの新規造成、また既存コンテンツのレベルアップを図ることにより、札幌市の観光の振興に対して一層の効果が期待される事業に関し、その経費の一部として補助金を交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 この要綱による補助金の交付については、札幌市の補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年訓令第24号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この要綱により補助を受けることのできる者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 市税（法人市民税、固定資産税及び都市計画税）の滞納がないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）、民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）等に基づく再生または更生手続きを行っている者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者ではないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別図で定める定山溪エリア内を中心にアクティビティの提供を行う事業であり、第1条で規定する目的に基づき、コンテンツの新規造成や、既存コンテンツをレベルアップするものとする。

(補助要件)

第4条 この要綱に基づく補助金の交付は、補助対象事業であって、次の各号のいずれにも該当する事業に対し、行うものとする。

- (1) 新規事業又は既存事業のレベルアップを目的とした事業であること。
- (2) 事業計画、資金計画が具体化されており、補助終了後も事業を継続して実施すること。
- (3) 事業を実施するにあたって必要な能力や資格を有している事業者であること。

(補助対象経費)

第5条 要綱に定める補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に定めるものとする。なお、補助対象外経費は、要領で別途定める。

- (1) 第3条で定める補助対象事業に要する経費
- (2) その他、本市が特に認める経費

(補助金等)

第6条 補助金は、補助対象経費について予算の範囲内で交付するものとする。ただし、補助金の交付額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の上限額)

第7条 補助金は、補助対象経費の2分の1以内で、400万円を限度とする。

(交付申請)

第8条 この要綱による補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式1）に、次の各号に定める関係書類を添えて代表者名で市長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書（様式2）
- (2) 事業収支予算書（様式3）
- (3) 申請者の現在事項全部証明書
- (4) 申請者の納税証明書
- (5) その他、市長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付について決定したときは、補助金交付決定通知書（様式4）により、申請者に通知するものとする。また、申請者多数のため総申請額が予算額を上回った場合等、採択にあたり、必要に応じて審査委員会を設置し、交付の可否を決定することができる。

2 市長は、交付決定の審査にあたり、必要に応じて現地調査等を実施し、有識者の助言を得ることができる。

(交付決定の条件)

第10条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付決定後、事業の内容又は補助対象経費の内容等に変更があるときは、あらかじめ報告し、その指示に従うこと。
- (2) 補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 補助金を他の用途に使用してはならないこと。

(4) 事業終了後、市長が指定した期日までに事業完了報告書を提出すること。

2 市長は、前項の各号のほか、必要に応じて条件を追加することができる。

(補助事業内容等の変更承認)

第 11 条 前条及び前々条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に定める場合を除き、補助事業の内容の変更又は事業の中止をしようとするときは、速やかに事業内容変更等申請書（様式 5）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助目的に変更をもたらすものではなく、より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(2) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

2 市長は、前項の規定により提出された事業内容変更等申請書を審査し、当該事業内容の変更等について、やむを得ない理由があると認められるときはこれを承認し、事業内容変更等承認通知書（様式 6）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、事業が完了した日から 30 日を経過した日又は当該年度の 2 月末日のいずれか早い日までに、事業完了報告書（様式 7）に、次号に定める関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 事業実績報告書（様式 8）

(2) 事業収支決算書（様式 9）

(3) 補助事業に係る領収書（写）又は支出を証する書類（写）

(4) 銀行口座振込同意書（様式 11）

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 13 条 市長は、前条の事業完了報告書を受けた場合においては、報告書等の書類審査及び現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式 10）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 14 条 市長は、前条の規定により確定した額を、速やかに交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第 15 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為をした場合等には、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 法令若しくは本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 前条第 1 項ただし書きの規定により概算で交付を受けた補助金を、補助対象事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助金申請又は補助事業において、不正、虚偽、その他不適正な行いがあった場合
 - (4) 補助金の交付決定後に、補助事業と同様の事業において他の助成制度（補助金、委託費等）による財政的支援を受けた場合
 - (5) 前 4 号の規定のほか、市長が補助金の交付について不適当と認める場合
- 2 市長は、前項の規定による取消しをした場合において、すでに当該取消に係る部分に対する補助金を交付しているときは、期限を付して、当該補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。
- 3 市長は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付までの日数に応じて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）における加算金及び延滞金についての規定に準じた年利で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

（実施状況の調査等）

- 第 16 条 市長は、事業の実施状況の調査、その実施状況に関する報告の聴取又は必要に応じて行う助言、指導等により補助金の執行が適正かつ効果的に行われるよう配慮しなければならない。
- 2 市長は、前項の調査及び報告により補助金の執行が交付決定の内容又はこれに付す条件に従って執行されていないと認めるときは、やむを得ない事情がある場合を除き、申請者に対し、補助金が適正に執行されるよう指示しなければならない。
- 3 市長は、申請者が前項の指示に従わないときは、交付決定の通知に基づき、補助の取消し又はその決定額の減額の措置をとらなければならない。この場合、その理由等を明らかにして申請者に通知するものとする。

（書類の整備）

- 第 17 条 補助金の交付を受けた企業等は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、支払いを証する書類を添付した上で、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度 4 月 1 日から起算して 5 年間保管しなければならない。

（書類の検査）

- 第 18 条 市長は、補助金の適正な執行を確保するために必要と認めたときは、補助金に係る帳簿等の関係書類を検査することができるものとする。

（成果の報告等）

第 19 条 補助事業者は、市長が補助金による事業成果の報告を求めたときは、これにより協力するものとする。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めのない事項は、観光・M I C E 担当局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は令和 5 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 6 年 5 月 16 日から施行する。

【別図】

小金湯温泉や八剣山、豊滝、豊平峡、札幌国際スキー場までを含んだ広域的な観光エリアを、定山溪エリアとする。

